

## (仮称) 南こども園開設懇話会開催要綱

### (趣旨)

第1条 本市における就学前教育の充実を図る一環として(仮称)南こども園を開設するに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、(仮称)南こども園開設懇話会(以下「懇話会」という。)を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

### (意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 生駒市立みなみ保育園と生駒市立南幼稚園を一体化して開設する(仮称)南こども園の整備及び運営に関すること。

(2) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

### (参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験のある者

(2) 生駒市立みなみ保育園及び生駒市立南幼稚園に在園する児童の保護者

(3) 関係行政職員

(4) 市職員

(5) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

### (運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に關係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、平成27年3月31日までとする。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、生駒市こども健康部こども課において処理する。

### (施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に關し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。